2　両締約国は、経済的開発、社会的開発及び環境保護を相互に補強し合う構成要素とする持続可能な開発の促進に対するこの協定の貢献を認識する。両締約国は、この章の規定が持続可能な開発を促進する方法で両締約国間の貿易関係及び協力を強化することを目的とするものであり、両締約国の環境基準又は労働基準を調和させることを目的とするものではないことを更に認識する。

**第十六・二条**　規制を行う権利及び保護の水準

1　各締約国は、国際的に認められた基準及び自国が締結している国際協定に係る自国の約束と整合的に、自国の持続可能な開発に関する政策及び優先事項を決定し、国内の環境及び労働に関する保護について自国の水準を定め、並びにそれに従って自国の関連する法令を採用し、又は修正する自国の権利を認識しつつ、自国の法令及び関連する政策が高い水準の環境及び労働に関する保護を定めることを確保するよう努め、並びに当該法令及びその基礎となる保護の水準を引き続き改善するよう努める。

2　両締約国は、それぞれの環境又は労働に関する法令で定める保護の水準の緩和又は引下げを通じて貿易又は投資を奨励してはならない。このため、両締約国は、一連の作為又は不作為を両締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様で継続し、又は反復することにより、当該法令について免除し、又は逸脱してはならず、また、当該法令の効果的な執行を怠ってはならない。

3　両締約国は、自国の環境又は労働に関する法令を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で用いてはならない。

**第十六・三条**　労働に関する国際的な基準及び条約

1　両締約国は、完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事を経済上、労働上及び社会上の課題に対応するための主要な要素として認識する。両締約国は、完全かつ生産的な雇用及び全ての人のための適切な仕事に資する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性を更に認識する。このことの関連において、両締約国は、第二十三・三条の規定に基づいて設置される貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の会合及び適当な場合には他の場において、相互に関心を有する貿易関連の労働に関する問題について見解及び情報を交換する。

2　両締約国は、国際労働機関（以下「ＩＬＯ」という。）の加盟国であることから生ずる義務を再確認する。両締約国は、労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置に関するそれぞれの約束を更に再確認する。このため、両締約国は、労働における基本的な権利に関する国際的に認められた次に掲げる原則を自国の法令及び慣行において尊重し、促進し、及び実現する。

(a)　結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認

(b)　あらゆる形態の強制労働の撤廃

(c)　児童労働の実効的な廃止

(d)　雇用及び職業に関する差別の撤廃

3　各締約国は、自己の発意により、批准することが適当と認める基本的なＩＬＯの条約及び他のＩＬＯの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払う。

4　両締約国は、ＩＬＯの条約及び議定書（基本的なＩＬＯの条約を含む。）の批准に関するそれぞれの状況について情報を交換する。

5　各締約国は、自国が批准したＩＬＯの条約を自国の法令及び慣行において効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。

6　両締約国は、２に規定する労働における基本的な権利に関する国際的に認められた原則の違反を正当な比較優位として援用し、又は用いることができないこと及び保護主義的な貿易の目的のために労働基準を用いるべきでないことを認識する。

**第十六・四条**　環境に関する多数国間協定

1　両締約国は、国際社会が環境に関する地球的規模又は地域の課題に対処するために環境に関する多数国間協定（特に両締約国が締結しているもの）が多数国による環境の管理の手段として重要であることを強調する。両締約国は、貿易と環境との間の相互の補完性を達成することが重要であることを更に強調する。このことの関連において、両締約国は、貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会の会合及び適当な場合には他の場において、相互に関心を有する貿易関連の環境に関する事項について見解及び情報を交換する。

2　各締約国は、自国が締結している環境に関する多数国間協定を自国の法令及び慣行において効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。

3　一方の締約国は、拘束されることが適当と認める環境に関する多数国間協定（その改正を含む。）の批准、受諾若しくは承認又は当該多数国間協定への加入及び当該多数国間協定の実施に関する自国の状況及び進展について他方の締約国と情報を交換する。

4　両締約国は、気候変動という緊急の脅威に対処するために千九百九十二年五月九日にニューヨークで作成された気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）の究極的な目的を達成することの重要性及びこの目的のために貿易が果たす役割を認識する。両締約国は、気候変動枠組条約及び二千十五年十二月十二日にパリで気候変動枠組条約の締約国会議によってその第二十一回会合において作成されたパリ協定を効果的に実施することについての自国の約束を再確認する。両締約国は、温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展への移行に対する貿易の積極的な貢献を促進するために協力する。両締約国は、気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的を達成することに向けて気候変動に対処するための行動をとるために協働することを約束する。

5　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が自国が締結している環境に関する多数国間協定を実施するための措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

**第十六・五条**　持続可能な開発に資する貿易及び投資

両締約国は、経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目標に対する貿易及び投資の貢献を増進することの重要性を認識する。このため、両締約国は、次のことを行う。

(a)　労働における基本的な権利、全ての人のための適切な仕事並びに持続可能な経済的及び社会的な開発並びに効率性のための基本的な価値（自由、人間の尊厳、社会正義、保障及び無差別）に関する原則の重要性並びにこれらの原則の貿易及び投資に関する政策への一層の統合を追求することの重要性を認識すること。

(b)　この協定に合致する態様で、環境に関する物品及びサービスの貿易及び投資を円滑にし、及び促進するよう努めること。

(c)　この協定に合致する態様で、気候変動の緩和に特に関連する物品及びサービス（持続可能かつ再生可能なエネルギー並びにエネルギー効率の高い物品及びサービスに関連するもの等）の貿易及び投資を円滑にするよう努めること。

(d)　改善された社会的な状況及び環境上適正な慣行に貢献する物品（ラベル等による表示に関する制度の対象となる物品を含む。）の貿易及び投資を促進するよう努めること並びに他の自発的な取組（民間の取組を含む。）の持続可能性に対する貢献を認識すること。

(e)　貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会及び適当な場合には他の場を通じて、企業の社会的責任を奨励し、並びにこの事項に関する見解及び情報を交換すること。これに関し、両締約国は、国際的に認められた関連する原則及び指針（千九百七十六年六月二十一日にＯＥＣＤによって採択されたＯＥＣＤの国際投資及び多国籍企業に関する宣言の一部を成すＯＥＣＤの多国籍企業のためのガイドライン及び千九百七十七年十一月にＩＬＯの理事会によって採択された多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を含む。）の重要性を認識する。